

カトリック新潟教区  
〒951-8106  
新潟市中央区東大畠通一番町 656 番地  
TEL 025-222-7457  
FAX 025-222-7467

DIOCESE OF NIIGATA  
656 ICHIBANCHO, HIGASHIOHATA-DORI  
CHUO-KU, NIIGATA-SHI  
951-8106 JAPAN

2020年4月17日

カトリック新潟教区の皆様

カトリック新潟教区 使徒座管理者  
大司教 タルチシオ 菊地 功



### 日本政府による緊急事態宣言の対象地域拡大を受けて

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、政府から4月7日付で緊急事態宣言が発表され、さらに4月16日付で、その対象地域が全国に拡大されました。新潟教区を構成する、秋田県、山形県、新潟県も、その対象地域の中に入っています。期限は5月6日までとされています。

新潟教区としては、3月24日付で発表した「新型コロナウイルス感染症に伴う4月1日以降の新潟教区の対応」に基づいて、「感染しない、感染させない」ことを念頭に、自分の身を守るだけではなく他の方々への十分な配慮をもって、対応を続けてまいります。

同文書では、「当面の間」として主日のミサの義務の免除と、20名以上の規模の公開ミサ中止を定めています。これについては、以下の変更を加えた上で、残念ですが、少なくとも緊急事態宣言が解除されるであろう5月6日頃までは継続せざるをえません。4月末を目途に、ゴールデンウィーク以降の対応について、あらためてお知らせいたします。

今回の緊急事態宣言に伴う変更点とお願いは以下の通りです。

#### 1：ミサについて

当面の間、ミサはその規模にかかわらずすべて原則として「非公開」とします。非常事態が宣言されている間は、外出の自粛が要請されていますので、自宅でお祈りください。それぞれの小教区の主日ミサの時間に、自宅で共に心をあわせ、聖書を朗読し、靈的聖体拝領を受けるようにしてください。

なお東京教区では、日曜日の午前10時から主日ミサをインターネットで配信しています。インターネットが使える方は(パソコンやスマートフォン)、東京教区のホームページから配信サイトをお探しください。なお配信動画は、ミサ後でも、何度も繰り返してみることができます。

#### 2：ミサ以外の諸行事について

ミサ以外の諸行事・会合に関しては、緊急に必要な場合を除いて、どのような規模であっても、緊急事態宣言が解除されるまでは、中止または延期としてください。

カトリック新潟教区  
〒951-8106  
新潟市中央区東大畑通一番町 656 番地  
TEL 025-222-7457  
FAX 025-222-7467

DIOCESE OF NIIGATA  
656 ICHIBANCHO, HIGASHIOHATA-DORI  
CHUO-KU, NIIGATA-SHI  
951-8106 JAPAN

### 3：ゆるしの秘跡について

ゆるしの秘跡が必要な方は、司祭に相談ください。ただし、従来の箱形や個室型の「告解室」の利用は避けてください。

応接室などで、少し距離を置いて、互いにマスクを着用の上、秘跡を受けてください。

### 4：葬儀について

感染が拡大していますので、参列者や司祭だけでなく、葬儀社の方々も感染の危険にさらされています。ご遺族の皆様には司祭とよく話し合い、例えば火葬を先に済ませて、後日事態が落ち着いてから葬儀を行う可能性もお考えください。

死に打ち勝って復活された主イエスは、新しいいのちの希望を、わたしたちに与えています。困難な状況の中にあるからこそ、わたしたちは孤独の鎖を打ち碎き、互いに支え合って立ち上がり、希望の光を社会の中に掲げたいと思います。

互いに集まることができないとしても、信仰によって結ばれていることをあらためて自覚し、目に見えない靈的な教会共同体に属していることを思い起こしましょう。一人ひとりのいのちを守ることを最優先として、心配りの日々を過ごしてまいりましょう。

この困難な事態にあって、昼夜を問わず感染した方々を救うために尽力されている医療関係者の方々には、心から感謝したいと思います。いつくしみ深い神の手が、医療関係者の上に差し伸べられ、その健康がまもられるように祈りましょう。

以上